

**祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク案内看板設置場所調査業務
企画提案競技実施要領**

1 目 的

令和9年度に登録10周年を迎える祖母・傾・大崩ユネスコエコパークのさらなる認知度の向上及び観光客等の同エコパーク内の観光スポットへの円滑な誘導を図るため、令和8～9年度に同エコパーク内に案内看板を設置する予定である。本業務では、来年度以降の案内看板設置に向け、案内看板の効果的な設置場所についての調査及び案内看板図面等の作成を行う。

2 委託の内容

別添「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク案内看板設置調査業務委託仕様書」のとおり

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4 契約上限額

8,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

委託料は業務完了検査に合格した後、精算払いにより支払う。

5 提出及び問い合わせ先

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号（宮崎県庁本館3階）

宮崎県総合政策部中山間・地域政策課 地域総合調整担当 （担当：上園）

TEL:0985-26-7035

E-mail: chusankan-chiiki@pref.miyazaki.lg.jp

6 企画提案競技参加資格要件

本企画提案競技に参加できる者（共同企業体にあつては各構成員とする）は、次の全ての要件を満たすものとする。

（1）共同企業体を構成して参加する場合は、以下の要件を満たすこと。

ア 共同企業体を代表する事業者を選出し、応募に関する一切の手続きを当該事業者が行うこと。

イ 共同企業体を構成する事業者が単独又は別の共同企業体の構成員となっていないこと。

（2）法人格を有すること。

（3）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者

（4）政治活動及び宗教活動を主たる活動の目的としていない者

- (5) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者
- (6) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立てがなされていない者
- (8) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者
- (9) 本業務を円滑に遂行するため拠点（支店等を含む。）を県内に有する者
- (10) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者

7 企画提案競技実施の公示方法

県ホームページにより公示

8 スケジュール

- | | |
|----------------|------------------|
| (1) 公告 | 令和7年5月20日（火） |
| (2) 参加申込期限 | 令和7年6月2日（月）午後5時 |
| (3) 質問書受付期限 | 令和7年6月6日（金）午後5時 |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 令和7年6月20日（金）午後5時 |
| (5) 審査結果通知 | 令和7年6月30日（月）までに |

9 企画提案競技への参加申込み

本企画提案競技に参加を希望する者は、次のとおり参加申込みを行うこと。

- (1) 提出場所 本要領5の場所
- (2) 提出期限 令和7年6月2日（月）午後5時（必着）
(郵送の場合も必着とする。)
- (3) 提出方法 持参、郵送又は電子メール
- (4) 提出書類
企画提案競技参加申込書（様式第1号）
※ 共同企業体の場合は、共同企業体用参加申込書（様式第2号）及び共同企業体
協定書（様式第3号）
- (5) その他
 - ア 電子メールで参加申込書を送付した者は、企画提案書提出時に、提出書類の原本を提出すること。
 - イ 電子メールにより参加申込書を提出した者は、当日午後5時までに、郵送により参

- 加申込書を提出した者は、申込日翌日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）までに本要領 5 の問い合わせ先に電話で提出状況の確認を行うこと。
- ウ 企画提案書が提出期限までに提出されなかった場合は、辞退したものとみなす。
- エ 電子メールで送付するデータの形式は、PDF とする。

10 質問及び回答

（１）質問

ア 質問書の提出方法

本業務に関し質問がある場合は、質問書（様式第 4 号）を本要領 5 の担当課へ電子メールで提出すること。

イ 受付期限

令和 7 年 6 月 6 日（金）午後 5 時（必着）

（２）回答

軽微なものを除き、質問受付日の翌日から 3 日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に、参加申込書提出者全てに電子メールで通知する。（質問者名は公表しない。）

11 企画提案書の作成及び提出書類

（１）提出書類

下記アからカまでの 1 セットとし、これを企画書と呼ぶ。

ア 企画提案競技申請書（様式第 5 号）

イ 企画提案書（任意様式）

別添「審査基準書」の項目を網羅するように作成すること。

ウ 見積書（任意様式）

- ① 業務委託の積算内容が分かるよう記載すること。
- ② 見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税額、合計金額を明記すること。
- ③ 企画提案書における追加提案に関する費用等についても本見積書に含むこと。
- ④ 宛名は「宮崎県知事 河野 俊嗣」とすること。

エ 業務スケジュール（任意様式）

オ 業務実績

既存のもの及び過去 5 年以内の地方公共団体との契約実績（契約相手、事業名、契約金額）がわかるように記載すること。

カ 法人概要（既存資料・パンフレットで可）

（２）提出方法

ア 提出場所 本要領 5 の場所

イ 提出期限 令和 7 年 6 月 20 日（金）午後 5 時（必着）

ウ 提出方法 持参又は郵送とする。郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段によること。

(3) 作成に当たっての留意事項

ア 応募する企画書は1案に限る。

イ 企画書はA4判（やむを得ない箇所はA3折りたたみでも可）とし、提出部数は5部（正本1部、副本4部）とする。パンフレット類等の添付資料も5部準備し、別綴りとする。

ウ 本業務を実施するに当たり、県職員に求める作業及び資料等についても記載すること。

エ 専門用語については、必要に応じて用語解説を添付すること。

オ 応募された企画提案の著作権は、その応募者に帰属する。

なお、企画提案の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

12 審査

(1) 審査方法

審査委員が、申込者の提出書類により、別添「審査基準書」に従って書面審査を行う。

(2) 選定方法

審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を選定する。

(3) 審査結果の通知

令和7年6月30日（月）までに、申込者に文書で通知する。

13 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

14 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は、無効とする。

(1) 当該手続の参加資格を満たさなくなった者

(2) 参加申込書又は企画提案書に虚偽の記載をした者

(3) 2件以上の企画提案をした者

(4) 提出期限までに参加申込書を提出しなかった者

(5) 提出期限までに企画提案書を提出しなかった者

(6) 企画提案書及び見積書について、金額、氏名、印影又は重要な文字の誤脱した又は不明な提案をした者

(7) その他、指示した事項及び企画提案協議に関する条件に違反した者

15 その他

(1) 今回の企画提案協議への参加に要する経費については、申込者の負担とする。

(2) 本業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。

(3) 提案者から提出された書類は返却しない。

なお、宮崎県は提出された書類について、本企画提案競技以外の目的で提案者に無断で使用しない。

(4) 本企画提案競技の参加により、宮崎県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。

(5) この要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則（昭和39年3月21日規則第2号）による。